

今年のスローガン「おいしいね この水未来に いつまでも」

水道週間は、厚生労働省、都道府県をはじめ各市町村の水道事業体などによって実施されるさまざまな広報活動や運動を通して、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展に資することを目的としています。

用途別	平成 20 年度	構成比	平成 19 年度	構成比	前年度比
一般家庭	394,496	58.9	411,541	59.5	△ 17,045
浴場	18,481	2.8	17,540	2.5	941
工場	42,804	6.4	43,970	6.4	△ 1,166
プール グラウンド	7,310	1.1	11,019	1.6	△ 3,709
営農用水など	204,022	30.5	202,937	29.3	1,085
その他	2,090	0.3	4,562	0.7	△ 2,472
有収水量計	669,203	100.0	691,569	100.0	△ 22,366
料金収入額	144,630,384 円(税抜き)		148,001,308 円(税抜き)		△ 3,370,924

平成 20 年度  
訓子府町の水道水利用状況

総配水量 804,101 m<sup>3</sup> / 年間  
有収水量 669,203 m<sup>3</sup> / 年間  
無収水量 134,898 m<sup>3</sup> / 年間

# 水は貴重な資源です

# 水道水を大切に

平成 19 年度に実施した大谷水系配水管漏水調査などの成果により、水道料金に反映しない漏水などの無収水量の減少が図られ、水道事業として限りある水資源を有効に利用することができました。

今後も利用される皆さんに「蛇口をひねれば、いつでも、安全な水道水が使える」よう努めていきますが、皆さんも「水道週間」を機会に、水道への理解と関心を深め、限りある水を大切に使用していただくようお願いいたします。

## 各家庭でもできる簡単漏水チェック

毎月の水道料金を算出するために各家庭などに電子水道メーター器（一部電子水道メーター器以外の場合もあります）が付いています。今回は、このメーター受信器

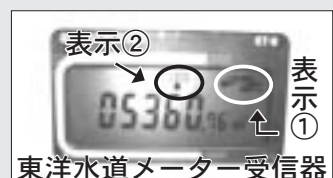
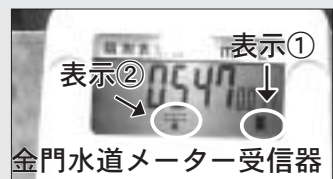
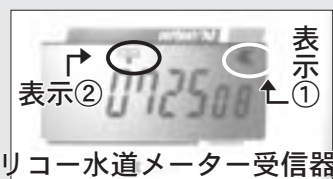
で、各家庭でも簡単に確認できる漏水チェックについてお知らせします。

毎月、各家庭に検針票で水道料金をお知らせしていますが、「先月より使用水量が多い」「水道料金が高くなった」と思ったときは、下記の方法でご確認ください。

### 【確認方法】

1. 蛇口などからの水の使用を止める
2. 水を使用していないことを確認したら、水道メーター受信器（写真）を確認。
3. 受信器のパイロット表示「表示①」で確認。
  - パイロット表示が動いていた⇒漏水の可能性あり
  - パイロット表示が動いていなければ⇒漏水の可能性なし
4. パイロット表示と一緒に「表示②」を確認。
  - 表示②が点滅していたら⇒現在、漏水の可能性あり
  - 表示②が点灯していたら⇒過去に漏水があったと思われる

水道課 (☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番)



## 訓子府小学校校舎

### 耐震補強工事に当たってのお願い

大規模地震に対応し、子どもたちや教職員関係者などの安全を確保するとともに、地域の避難場所になっていることから、訓子府小学校校舎の耐震補強工事を次の日程で実施することになりました。

できるだけ授業の妨げにならないようにするため、注意を払いながら工事を進めることとし

ていますが、工事期間中には騒音が出ることが想定されます。

訓小周辺住民の皆さまには大変ご迷惑をおかけすることになると思いますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

- 工事期間 6月上旬～10月30日（予定）
- 工事時間帯 8時～18時（予定）
- 問合せ 教育委員会管理課  
(☎ 47-2122 役場 2 階 窓口 14 番) 建設課  
(☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 4 番)

## 戦没者などのご遺族の皆さまへ

### ■特別弔慰金が支給されます■

公務扶助料や遺族年金などを受けていた方が平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日の間に亡くなるなどし、平成 21 年 4 月 1 日現在、公務扶助料や遺族年金などの受給権がない場合に、第 9 回特別弔慰金として支給されます。

- 支給対象者  
対象となるご遺族は、次の順序に従って順位が最も先の方一人に支給されます。
  1. 平成 21 年 4 月 1 日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による受給権を取得した方
  2. 戦没者などの子
  3. 戦没者などの
    - ①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
 戦没者などと生計関係を有していた方のう

ち平成 21 年 4 月 1 日現在、婚姻していたとしても氏が変わっていない方、または同日において遺族以外の方と養子縁組をしていない方

4. 前記 3 以外の戦没者などの①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹（戦没者と生計関係を有していない方や戦没者などと生計関係を有していたが前記 3 に該当しない方）
  5. 前記 1 から 4 以外の三親等以内の親族（戦没者などの死亡時まで、引き続き 1 年以上生計関係を有していた方に限られます）
- 支給内容 額面 24 万円、6 年償還の記名国債
  - 請求期間 平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 2 日まで（請求期間を過ぎると特別弔慰金を受けることができなくなりますのでご注意ください）
- ※詳しくは、福祉保健課社会福祉係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番) まで。

## 受給者証更新のお知らせ

### 重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・乳幼児等医療費

現在、交付している各医療費受給者証の有効期限は 7 月末までとなっています。8 月以降の受給者証は 7 月下旬に発送する予定ですが、次に該当する方は 6 月末までに届け出をしてください。

○転入された方 平成 21 年 1 月 2 日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者の「平成 21 年度所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。

なお、非課税世帯（世帯全員が住民税非課税）として認定を受けるためには、世帯全員

の所得課税証明書が必要です。

- 健康保険に変更があった方  
各助成の該当になっている方で、健康保険に変更があった場合は、速やかに届け出をしてください。
- 生計維持者に変更があった方
- 父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります
- 問合せ 福祉保健課医療給付係  
(☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口 7 番)